

平成12年度における「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」の実施状況について

平成13年11月
環境基本計画推進関係府省会議

目 次

1	はじめに	1
2	数量を伴う目標の実績数値等について	1
3	計画を推進するための取組について	2
4	まとめ	2
5	具体的取組結果	10

(参考資料)

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（平成7年度～平成12年度）
（本府省・地方支分部局等別）

平成12年度における率先実行計画の数量目標に係る実績数値
（各府省別）

平成12年度における率先実行計画実施状況調査対象範囲一覧

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（平成7年度～平成11年度）
（各省庁別）

率先実行計画実施状況調査対象範囲一覧（平成7年度～平成11年度）

平成12年度における「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」の実施状況について

平成13年11月
環境基本計画推進関係府省会議

1 はじめに

国は、様々な政策や事業を行うという行政の主体としての役割のほか、民間企業等と同様に、各種の製品やサービスの購入・使用や、建築物の建築・維持管理など、事業者や消費者としての経済活動を行っている。特に、経済活動の主体として国の占める位置は極めて大きく、自らがその経済活動に際して環境保全に関する行動を実行することによる環境負荷の低減が大きく期待され、また、地方公共団体や事業者、国民の自主的積極的な行動を求めるためにも、国自らが率先して実行することの意義は高い。こうした国自らの活動に伴う環境負荷を自主的・積極的に削減するため、政府は、第一次環境基本計画（平成6年12月16日閣議決定）に基づき、平成7年6月13日、各省庁に共通した実行計画として、「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」（以下「計画」という。）を閣議決定した。

本計画では、環境基本計画に定められた4つの分野について、数量を伴った目標を含む多くの取組を定めており、各省庁はその達成に努めるべく、計画の目標とする平成12年度まで、自主的・積極的な環境保全活動を展開することとされた。また、計画の閣議決定と併せて、この計画を実施していくための各省庁が行う取組の具体的細目的な例を、環境基本計画推進関係府省会議において申し合わせ、関係省庁はそれぞれの実情に応じ可能な限り積極的にこれらの取組を実施し、この計画の達成に最大限努力することとした。

この度、上記関係府省会議申合せに基づき、平成12年度における各府省の取組の実施状況について調査を行い、以下のとおり取りまとめた。

なお、平成12年度をもって、計画の対象期間が終了したことから、今回は計画期間全体を視野に入れて、取りまとめを行っている。

2 数量を伴う目標の実績数値等について

13項目中4項目において計画目標を達成できた。

本計画では、用紙類の使用量の抑制や政府保有の公用車への低公害車の率先導入、事務所から排出される廃棄物量の削減など、具体的な数量を伴った目標を定めており、このうち、「用紙類の使用量」や「低公害車の導入割合」など、これらの目標に係る13項目の実績数値及び「行政事務に伴い直接的及び間接的に排出される二酸化炭素の実重量」の推計値と計画目標を比較した結果は、以下のとおりである（表1、表2、図1参照）。

平成12年度に計画目標が達成できたものとしては、用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量、事務所単位面積当たりの上水使用量、公用車で使用するガソリンの量、エネルギー供給設備等で使用するLPGの量がある。また、計画目標を概ね達成できたものとしては、エネルギー供給設備等で使用する重油の量がある。

計画目標を達成できなかったものとしては、年々増加傾向にあった事務所の単位面積当た

りの電気使用量やエネルギー供給設備等で使用する都市ガスの量及び各事務所から排出される廃棄物の量とそのうちの可燃ごみの量のほか、用紙類の使用量や、平成7年度の数値からほぼ横ばいに推移している公用車で使用する軽油の量やエネルギー供給設備等で使用する灯油の量がある。また、公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合については、平成11年度、平成12年度において伸びたものの、計画目標は達成できなかった。

行政事務に伴い直接的及び間接的に排出される二酸化炭素の実重量の推計値については、平成7年度水準を下回って推移しており、概ね抑制されている。

3 計画を推進するための取組について

本計画を推進するために、各府省で推進体制が整備されたことを始めとして、これまでに次のような取組が行われてきた。

本計画の趣旨を地方支分部局等へも浸透させるため毎年全国各地で説明会を開催したほか、普及啓発用のポスターを作成し、関係機関へ配布するなど、積極的な周知に努めてきた。

また、計画及び関係省庁会議申合せにおいて検討課題とされた事項については、同会議を通じて検討を進め、この結果「霞ヶ関自転車利用システム」を導入したほか、「物品等の環境負荷の少ない仕様、材質等に関する推奨リスト」に関する個別製品リストを作成し、関係各方面への活用を働きかけるなどの取組を行ってきた。

4 まとめ

平成12年度までの取組の総括と今後の課題は以下のようにまとめることができる。

(1) 全般的事項

本計画に基づき、職員の間で環境保全に向けた各種の取組が進められた結果、いくつかの計画目標について着実な進展が見られ環境負荷の低減が図られたほか、二酸化炭素排出量についても、平成7年度水準を下回って推移してきている。また、政府としての率先した取組が、地方公共団体を始めとした各主体の自主的積極的な行動の促進に寄与したと考えられることから、政府自ら一事業者・消費者として環境保全に取り組んだ意義は高く、一定の効果があったものと評価することができる。

他方、本計画において数量的な削減目標を定めたものの、平成7年度の実績から年々増加してきている項目があるほか、本府省と比べると地方支分部局等での取組は必ずしも進展していないなど、課題はまだ残されているといえる。

本計画終了後の取組に当たっては、これらの課題を念頭に置いて進めていくことが重要であり、率先実行計画に基づく取組のうち物品調達については、平成12年5月に制定されたグリーン購入法に基づき、各府省ごとに調達方針を毎年策定し積極的に取組を推進する。また、その他の通常の経済活動の主体としての活動についても、地球温暖化対策推進法に基づいて策定される政府の実行計画に基づいた取組を推進していくことが重要である。

また、本計画については、これを推進するための仕組みが必ずしも十分なものではないとの指摘がなされ、改善が求められてきている。このようなことから、平成12年12月に閣議決定された第二次環境基本計画では、政府は、環境に関する方針の達成に向けて取り組んでい

くための体制・手続である環境管理システムの導入に向けた検討を進めることとされており、今後は、積極的にこの具体化を図っていくことが重要である。

(2) 個別的事項

今後の具体的取組に当たっては、各職員の日常的な取組が重要であり、本計画の目標を達成できなかった項目の中でも、「用紙類の使用量の削減」、「電気使用量の削減」及び「廃棄物の量とそのうちの可燃物の量の削減」に関する以下のような取組を特に積極的・重点的に推進することが重要である。

用紙類の使用量に関しては、平成12年度において平成11年度より減少しているが、更に積極的に削減を推進していくため以下の取組の一層の徹底を図る。

- ・ 両面コピーの徹底、ミスコピーの削減、使用済用紙の裏面使用、使用済封筒の再利用、不要なプリントアウトの抑制等により紙の使用量を一層抑制する。

電気使用量に関し、職員一人一人に増加傾向にあることを認識させるとともに、その削減のため以下の取組の一層の徹底を図る。

- ・ 昼休みの全館一斉消灯や夜間における必要最小限の範囲での点灯等、不要時・不要箇所を消灯する。
- ・ O A 機器等の電源をこまめに切る。
- ・ O A 機器等の導入の際には、待機時の消費電力等の省エネルギー性を十分に把握した上で、可能な限り省エネルギー性に優れた機器の導入を図る。
- ・ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用を奨励する。

廃棄物の量とそのうちの可燃物の量に関し、職員一人一人に、両項目とも増加傾向にあることを認識させるとともに、それらの削減のため以下の取組の一層の徹底を図る。

- ・ 両面コピーの徹底、ミスコピーの削減、使用済用紙の裏面使用、使用済封筒の再利用、不要なプリントアウトの抑制等により紙の使用量を一層抑制する。
- ・ 執務室内において、個人用のごみ箱を順次削減するとともに、分別回収ボックスを十分な数で適切に配置するなど、リサイクルを推進するための環境の整備を図りつつ、分別収集等を行う。
- ・ 地方支分部局等については本府省と比べ計画目標との乖離が著しいことから、以上の取組を特に強力で推進するものとする。

表1 数量的目標に係る実績数値（政府全体）

項目		実績数値等		対7年度比(%)	平成12年度目標
用紙類の使用量 (ト)		H7	30,572		「現状比で増加させない」 (概ね30,572ト以下)
		H8	30,283	99.1	
		H9	30,515	99.8	
		H10	30,801	100.7	
		H11	35,686	116.7	
		H12	33,455	109.4	
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)		H7	17,503		「現状比で概ね80%以下」 (概ね14,002ト以下)
		H8	16,441	93.9	
		H9	13,978	79.9	
		H10	11,184	63.9	
		H11	10,913	62.3	
		H12	7,767	44.4	
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)		H7	0.07		「概ね10%に高める」
		H8	0.10		
		H9	0.13		
		H10	0.87		
		H11	3.22		
		H12	5.21		
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kwh/m ²)		H7	105.57		「現状比で概ね90%以下」 (概ね95.1kwh/m ² 以下)
		H8	97.68	92.5	
		H9	107.80	102.1	
		H10	114.17	108.1	
		H11	113.65	107.7	
		H12	121.15	114.8	
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)		H7	1.35		「現状比で概ね90%以下」 (概ね1.22m ³ /m ² 以下)
		H8	1.31	97.0	
		H9	1.25	92.6	
		H10	1.19	88.1	
		H11	1.13	83.7	
		H12	1.11	82.2	
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	16,050		「現状比で概ね90%以下」 (概ね14,445キロリットル以下)
		H8	14,916	92.9	
		H9	15,016	93.6	
		H10	14,784	92.1	
		H11	14,127	88.0	
		H12	14,073	87.7	
	軽油 (キロリットル)	H7	3,695		「現状比で概ね90%以下」 (概ね3,326キロリットル以下)
		H8	3,787	102.5	
		H9	3,845	104.1	
		H10	3,904	105.7	
		H11	3,304	89.4	
		H12	3,592	97.2	
エネルギー供給設備等で使用する燃料の量	重油 (キロリットル)	H7	177,658		「現状比で概ね10%削減」 (概ね17,766キロリットル削減)
		H8	173,778	97.8	
		H9	162,025	91.2	
		H10	162,702	91.6	
		H11	161,015	90.6	
		H12	162,527	91.5	
	灯油 (キロリットル)	H7	51,917		「現状比で概ね10%削減」 (概ね5192キロリットル削減)
		H8	52,931	102.0	
		H9	50,417	97.1	
		H10	51,271	98.8	
		H11	51,676	99.5	
		H12	51,158	98.5	
	都市ガス (千m ³)	H7	83,910		「現状比で概ね10%削減」 (概ね8,391千m ³ 削減)
		H8	83,437	99.4	
		H9	92,148	109.8	
		H10	102,176	121.8	
		H11	104,785	124.9	
		H12	127,482	151.9	
	LPG (千m ³)	H7	22,631		「現状比で概ね10%削減」 (概ね2,263千m ³ 削減)
		H8	4,235	18.7	
		H9	4,208	18.6	
		H10	4,277	18.9	
		H11	1,453	6.4	
		H12	984	4.3	

表1 数量的目標に係る実績数値（政府全体）

項目	実績数値等		対7年度比(%)	平成12年度目標
各事務所から排出される廃棄物の量 (^t)	H7	142,818		「現状比で概ね75%以下」 (概ね107,114 ^t 以下)
	H8	141,874	99.3	
	H9	156,476	109.6	
	H10	162,512	113.8	
	H11	187,143	131.0	
	H12	188,485	132.0	
各事務所から排出される廃棄物中の 可燃ごみの量 (^t)	H7	89,560		「現状比で概ね70%以下」 (概ね62,692 ^t 以下)
	H8	93,497	104.4	
	H9	102,191	114.1	
	H10	107,029	119.5	
	H11	128,512	143.5	
	H12	128,255	143.2	

表中、現状比とは平成7年度比をいう。
 関係府省で策定された業務実行計画対象分は含まれていない。
 平成11年度までの数値については、再度精査した結果、一部、修正している。

表2 二酸化炭素の実重量の推計値（政府全体）

項目	推計値		対7年度比(%)	平成12年度目標
行政事務に伴い直接的及び間接的に排出 される二酸化炭素の実重量 (推計値：千 ^t CO ₂)	H7	3,138		「平成12年度までの間抑制する」
	H8	2,862	91.2	
	H9	2,898	92.4	
	H10	3,033	96.7	
	H11	3,100	98.8	
	H12	2,820	89.9	

政府全体における電気使用量、公用車等燃料使用量、廃棄物排出量から推計している。
 率先実行計画及び関係府省で策定された業務実行計画の結果に基づく推計である。
 二酸化炭素の排出量の推計に当たっては、「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果総括報告書」（平成12年環境庁）による排出係数を用いた。

図1 政府全体の率先実行状況

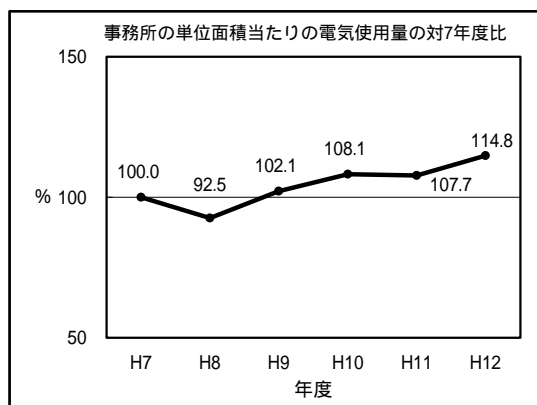
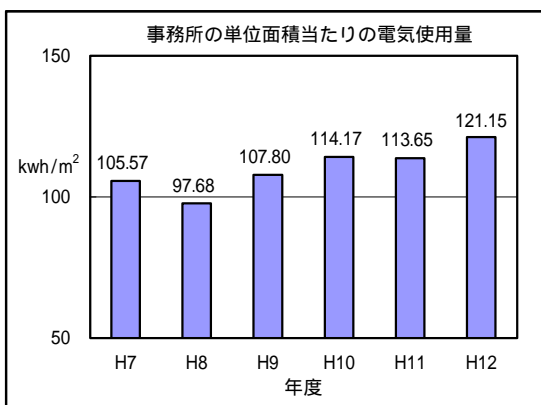
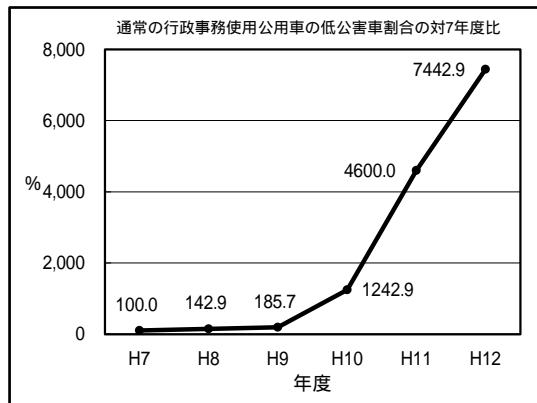
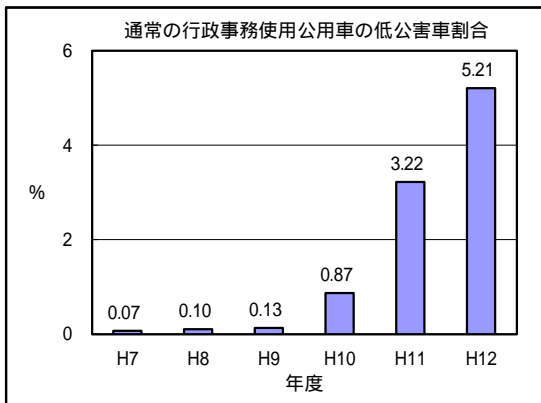
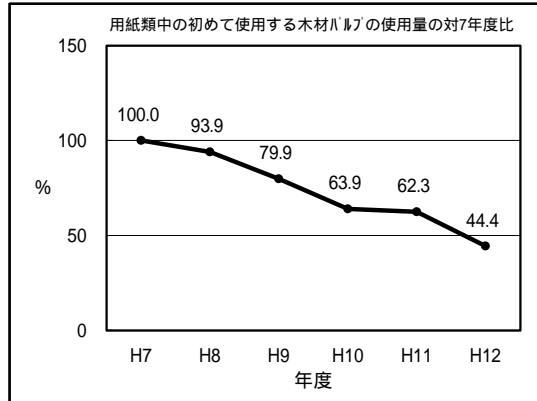
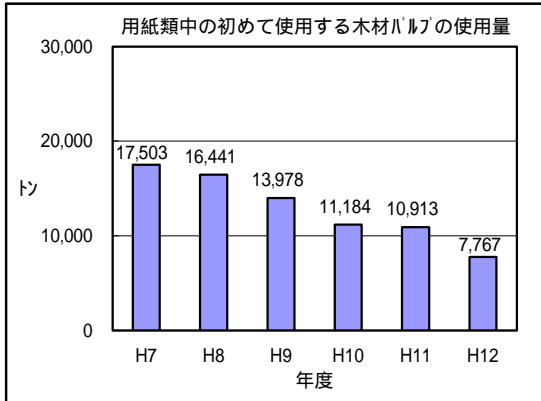
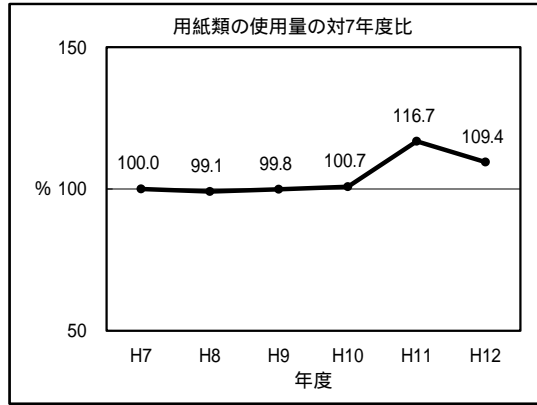
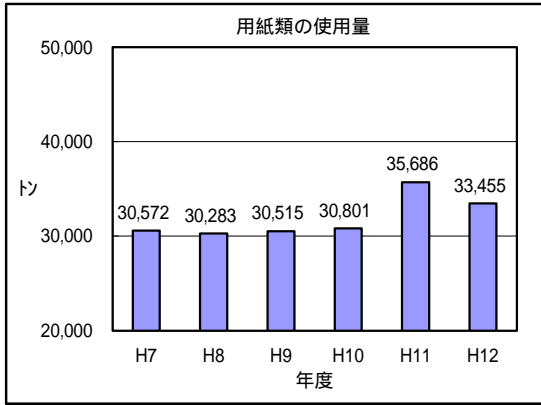


図1 政府全体の率先実行状況

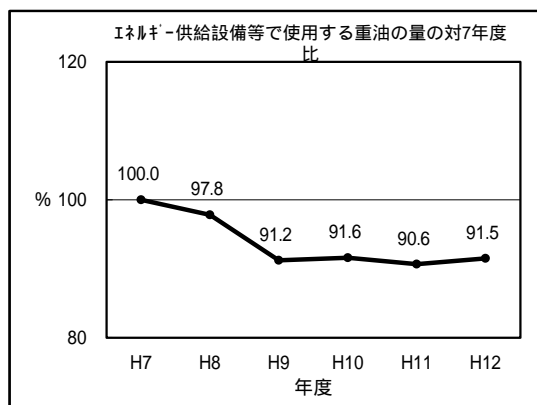
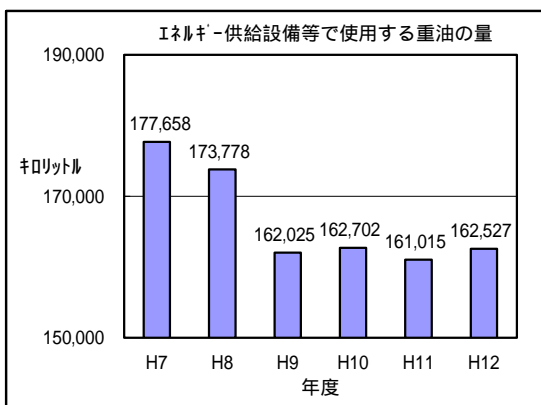
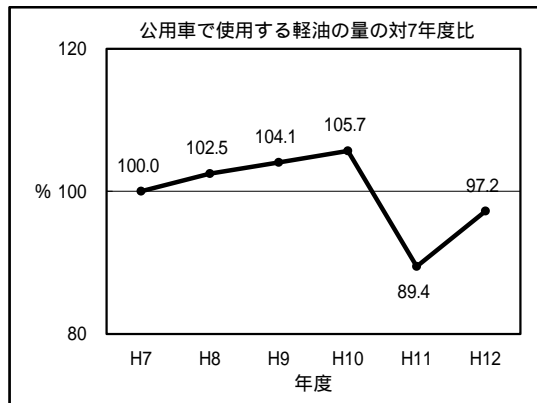
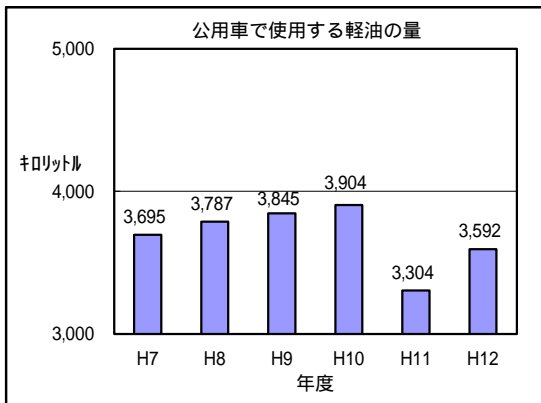
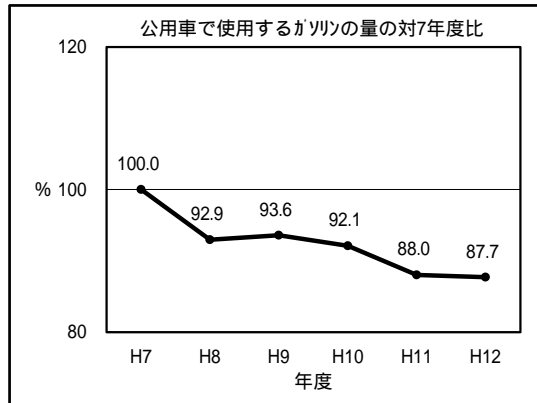
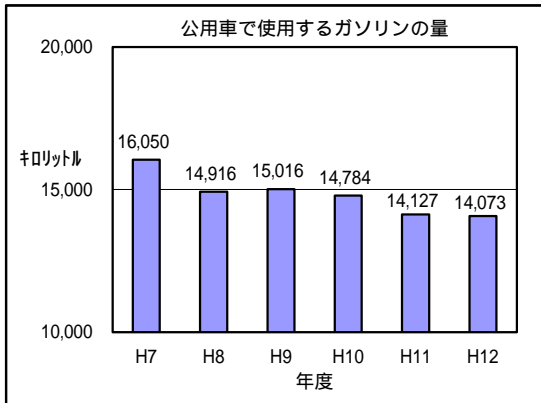
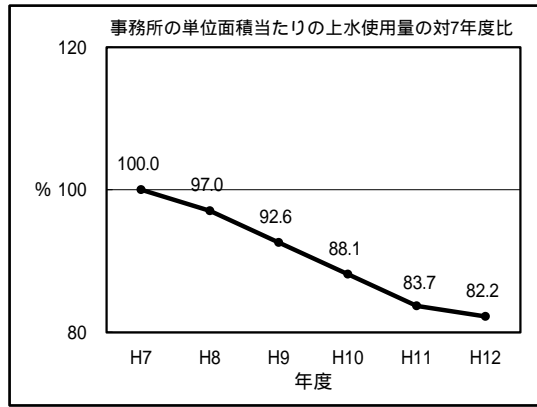
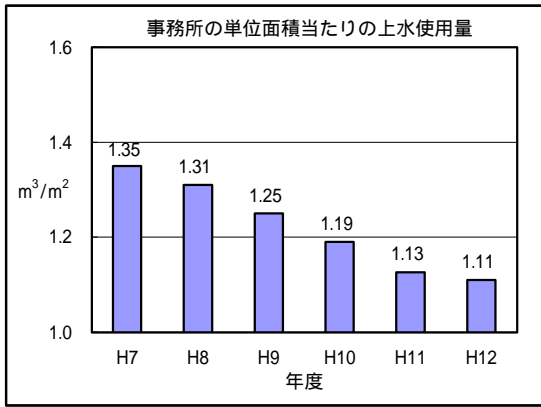


図1 政府全体の率先実行状況

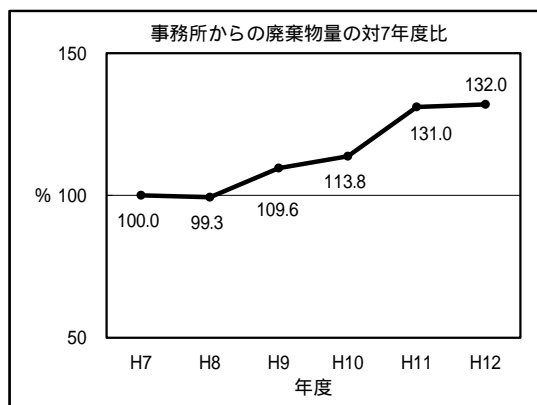
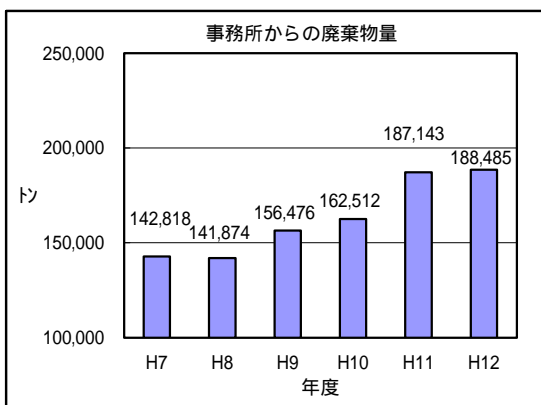
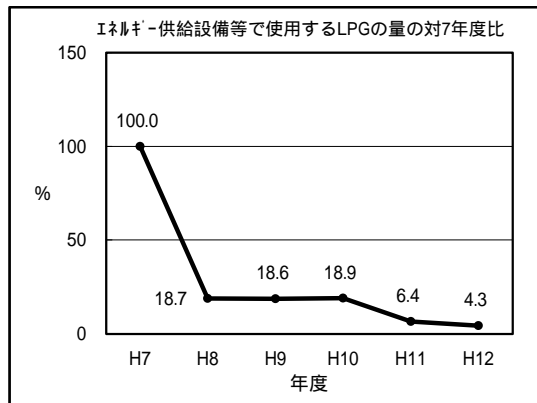
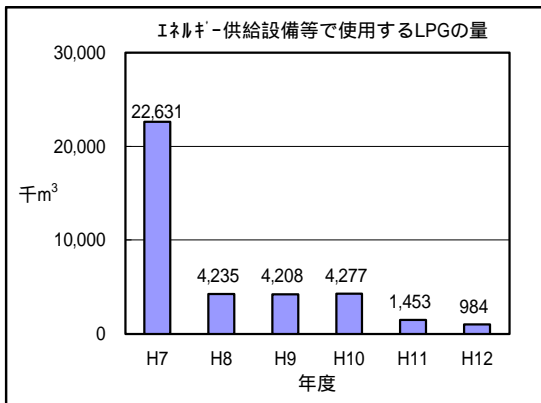
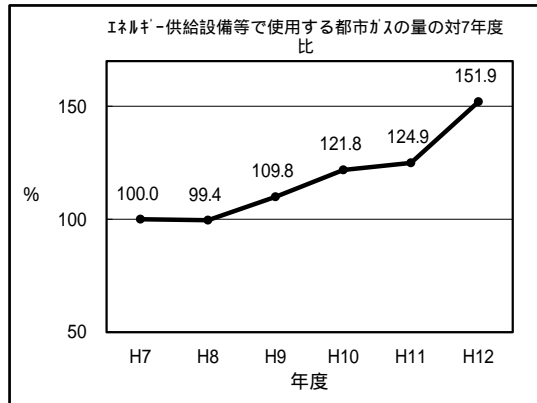
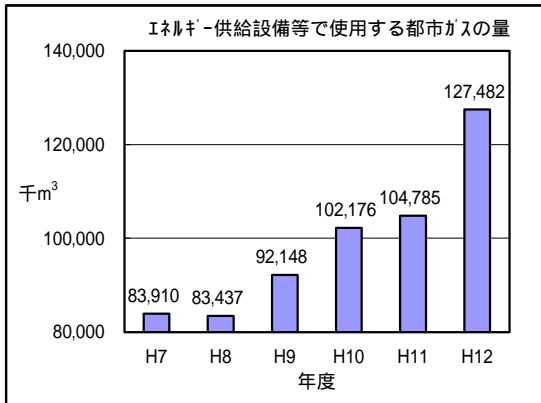
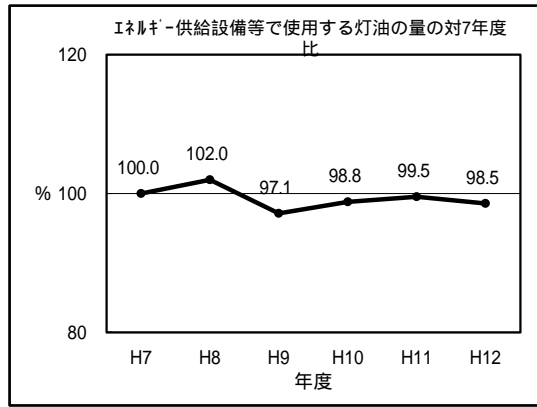
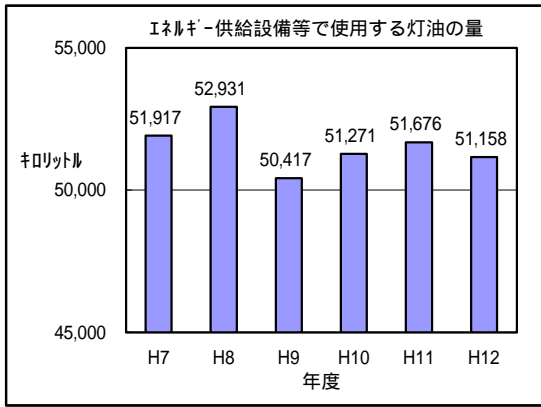
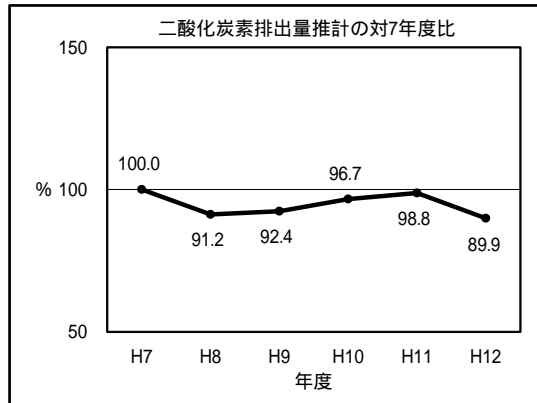
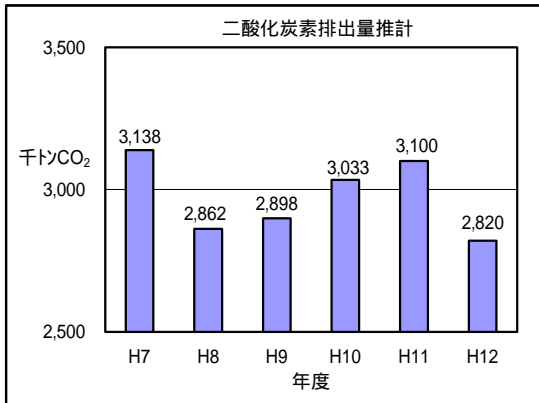
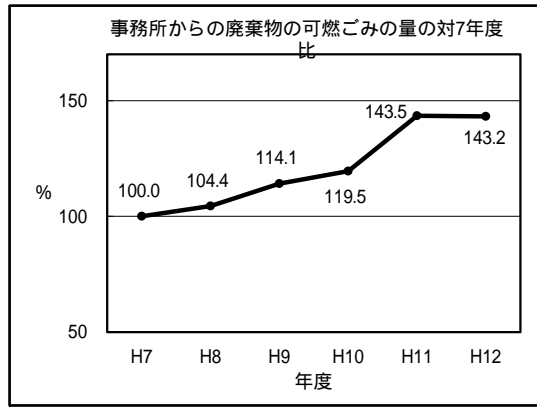
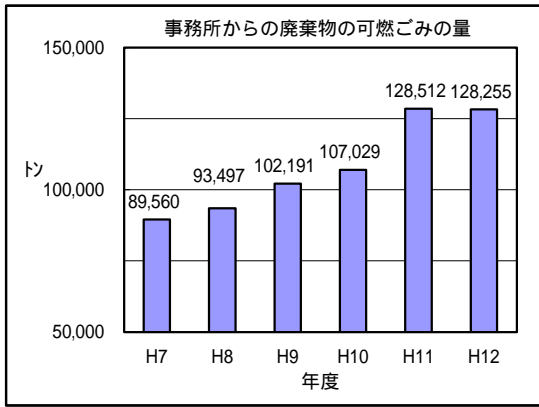


図1 政府全体の率先実行状況



(注)

左の表は、各年度の実績数値である。

右の表は、平成7年度実績に対する各年度の比率である。

5 具体的取組結果

(1) 用紙類の使用量等

用紙類の使用量を平成12年度において現状比で増加させないよう努める。
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量を、現状比で、平成12年度までに概ね80%以下とすることに向け努める。

用紙類の使用量については、平成10年度までは平成7年度水準を維持してきたが、平成11年度に増加し、平成12年度に前年度を下回ったものの、目標の達成には至らなかった。
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量については、年々減少しており、目標より大幅に削減することができた。

平成12年度中に購入し、使用された用紙類の使用量は約 33,455 トン、このうち、コピー用紙が約 76.9 % (25,714.9 トン) を占め、罫紙・起案用紙が約 0.6 % (197.6 トン)、事務用封筒が約 5.5 % (1,830.8 トン)、コンピューター連続用紙が約 3.7 % (1,238.9 トン)、帳簿類が約 2.3 % (770.1 トン)、トイレットペーパーが約 10.2 % (3,425.9 トン)、その他が約 0.8 % (277.2 トン) となっており、用紙類について平成7年度に比べると約 2,883 トン、約 9.4 %の増加になっている。

また、平成12年度中に購入し、使用された用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量は、約 7,767 トンで、平成7年度に比べると約 9,736 トン、約 55.6 %の減少になっている。

(2) 低公害車の割合等

政府保有の公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合を平成12年度において概ね10%に高めることを念頭に置きつつ、公用車への低公害車の導入の可能性を積極的に検討し、その結果を踏まえ、率的、計画的な導入に努める。

政府保有の公用車のうち、通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合については、平成11年度以降増加しているが、目標を達成することはできなかった。

平成12年度末現在における政府保有の公用車のうち通常の行政事務の用に供するものの台数は、7,800 台、このうち低公害車は 406 台導入されており、低公害車導入割合は 5.21 % となっている。

低公害車の内訳としては、電気自動車 12 台、天然ガス自動車 60 台、メタノール自動車 1 台、ハイブリッド自動車 333 台となっている。

低公害車以外の「電気自動車等4車種に準じる車」(注1)については、116 台導入されている。

また、通常の行政事務の用に供するもの以外のものには、緊急車両、工用車両、郵政事業用車両等があり、このうち、295 台の低公害車(警察庁 2 台、総務省 263 台、法務省

11台、外務省1台、文部科学省3台、厚生労働省4台、農林水産省1台、経済産業省3台、国土交通省5台、環境省2台)が導入されている。

なお、平成13年5月の内閣総理大臣指示により、平成14年度から平成16年度までの3年間で、国の保有するすべての一般公用車を低公害車(注2)に切り換える。

(注1)「電気自動車等4車種に準じる車」

「物品等の環境負荷の少ない仕様、材質等に関する推奨リスト」に係る分野別ガイドライン(公用車等)に規定する個別製品リストへの掲載条件を満たし、燃費効率の高い自動車。

(注2)一般公用車及び低公害車

一般公用車とは、「通常の行政事務の用に供する乗用車(乗車定員10名以下のものに限る。)であって、普通自動車又は小型自動車であるもの」であり、この場合の低公害車とは、「電気自動車、天然ガス車、メタノール車、ハイブリッド車及び低燃費かつ低排出ガス(75%削減)車」である(グリーン購入法に基づく基本方針参照)。

平成12年度末現在における政府保有の公用車のうち通常の行政事務の用に供するものうちの低公害車の各府省別の内訳は次表のとおりである。

(台数)

府省名	低公害車				合計
	電気	天然ガス	メタノール	ハイブリッド	
内閣府		3		10	13
警察庁		2		1	3
防衛庁				25	25
総務省		4		19	23
法務省				2	2
外務省				1	1
財務省	4	5		80	89
文部科学省		7		45	52
厚生労働省	3	16		74	93
農林水産省				3	3
経済産業省		9		10	19
国土交通省		7	1	39	47
環境省	4	7		14	25
人事院				2	2
宮内庁	1			2	3
公正取引委員会				5	5
会計検査院				1	1
合計	12	60	1	333	406

(3) 事務所単位面積当たりの電気使用量等

事務所の単位面積当たりの電気使用量を、現状比で、平成12年度までに概ね90%以下にすることに向け努める。

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、現状比で、平成12年度までに概ね90%以

下にするこゝにむけ努める。

事務所の面積当たりの電気使用量については、平成8年度を除き、平成7年度水準を上回っており、目標を達成することができなかった。

事務所の面積当たりの上水使用量については、年々減少しており、目標を達成することができた。

平成12年度における事務所の単位面積当たりの電気使用量は、121.15 kWh/m²となっており、平成7年度に比べると約14.8%の増加になっている。

平成12年度における事務所の単位面積当たりの上水使用量は、1.11 m³/m²となっており、平成7年度に比べると約17.8%の減少になっている。

(4) 公用車で使用する燃料の量等

公用車で使用する燃料の量を、現状比で、平成12年度までに概ね90%以下にするこゝにむけ努める。

エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、年々の気象状況を考慮し合理的に考えられる使用量の変動を除いて、現状比で、平成12年度までに概ね10%削減することを念頭に置きつつ、計画的な管理、削減に努める。

公用車で使用するガソリンの量については、毎年平成7年度水準の90%前後で推移しており、目標を達成することができた。

公用車で使用する軽油の量については、平成11年度を除き、平成7年度実績とほぼ同水準で推移しており、目標を達成することができなかった。

エネルギー供給設備等で使用する重油の量については、平成8年度を除き、毎年平成7年度水準の90%前後で推移しており、目標を概ね達成することができた。

エネルギー供給設備等で使用する灯油の量については、毎年平成7年度実績と同水準で推移しており、目標を達成することができなかった。

エネルギー供給設備等で使用する都市ガスの量については、年々増加傾向にあり、目標を達成することができなかった。

エネルギー供給設備等で使用するLPGの量については、平成8年度に大幅に減少した後も減少傾向を示し、目標を達成することができた。

平成12年度における公用車で使用する燃料の量については、ガソリンが14,073 千リットルとなっており、平成7年度に比べると約1,977 千リットル、約12.3%の減少になっている。

軽油は、3,592 千リットルとなっており、平成7年度に比べると約103 千リットル、約2.8%の減少になっている。

このほかの公用車の燃料としては、低公害車用燃料として天然ガス(72,215 m³)、メタノール(186 千リットル)が使用されている。

平成12年度の暖房、給湯などの庁舎等におけるエネルギー供給設備等で使用する燃料の量のうち、重油については、162,527 千リットルとなっており、平成7年度に比べると約15,131 千リットル、

約 8.5%の減少になっている。

灯油については、51,158 千リットルとなっており、平成7年度に比べると約 759 千リットル、約 1.5%の減少になっている。

都市ガスについては 127,482 千 m^3 となっており、平成7年度に比べると約 43,572 千 m^3 、約 51.9%の増加となっている。

LPGについては 984 千 m^3 となっており、平成7年度に比べると約 21,647 千 m^3 、約 95.7%の削減となっている。

このほか、軽油、天然ガスの使用や他の施設等から熱供給を受けている施設がある。

(5) 廃棄物の量等

各事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）を、現状比で、平成12年度までに概ね75%以下にすること及び廃棄物中の可燃ごみの量を同期間に概ね70%以下とすることに向け努める。

各事務所から排出される廃棄物の量及びそのうちの可燃ごみの量については、年々増加傾向にあり、目標を達成することができなかった。

平成12年度において、各事務所から排出された廃棄物の量は 188,485 トンとなっており、平成7年度に比べて約 45,667 トン、約 32.0%の増加となっている。また、平成12年度において、各事務所から排出された、廃棄物中の可燃ごみの量は 128,255 トンとなっており、平成7年度に比べると約 38,695 トン、約 43.2%の増加となっている。

(6) 行政事務に伴い直接的及び間接的に排出される二酸化炭素の量

地球温暖化影響物質である二酸化炭素について、行政事務に伴い直接的及び間接的に排出される量を、平成12年度までの間、地球温暖化防止行動計画を踏まえて、抑制する。

政府の行政事務に伴い直接的及び間接的に排出される二酸化炭素の排出量については、政府全体における電気使用量、公用車等燃料使用量、廃棄物排出量から推計（率先実行計画及び業務実行計画対象分を含む。）しており、平成7年度水準を下回って、ほぼ横ばいに推移してきている。平成12年度における結果は、2,820 千 tCO_2 となっており、平成7年度の推計値 3,138 千 tCO_2 に比べると約 318 千 tCO_2 、約 10.1%の減少になっている。

（注）二酸化炭素の排出量の推計に当たっては、「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果総括報告書」（平成12年 9月 環境庁）による排出係数を用いた。

(7) 具体的細目的取組について

本計画に定められた「財やサービスの購入・使用に当たっての環境保全への配慮」等の4つの分野に係る各取組事項について、各府省においてよく取り組まれた事項及び取組が遅れている事項は次のとおりである。

財やサービスの購入・使用に関しては、「物品等の環境負荷の少ない仕様、材質等に関する推奨リスト」に係る分野別ガイドラインを受けて作成された個別製品リストからの調達やエコマーク、グリーンマーク等各種環境ラベリング事業対象製品の購入が進み、特にコピー用紙については、古紙利用率100%、白色度70%程度以下のものの調達が積極的に行われた。また、省エネルギー型のOA機器やトナーカートリッジ等のリサイクルルートが確立されている物品の選択や本府省を中心とした霞が関WAN及び各府省内LANによるペーパーレス化も推進された。一方、保有する公用車の低公害車への切り替えや使用済み用紙の裏紙使用、使用済み封筒の再使用等の取組は、あまり進まなかった。

建築物の建築、管理等に関しては、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具の設置やインバータ制御機器・Hf型照明器具などの省資源・省エネルギー型の機器の採用が進んだ。また、自然エネルギーである太陽光を利用した発電、給湯システムやコージェネレーションシステム導入によりエネルギー利用の合理化に配慮した施設の整備、環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）の整備が推進された。このほか、敷地内、屋上の緑地の適切な維持管理や緑化計画が推進された。

その他の行政事務に当たっての環境保全への配慮に関しては、事務室等の空調の適温化（冷房28度程度、暖房20度程度）、エレベータの間引き運転、共用自転車の活用などによる公用車の利用抑制や使用の効率化等の取組が推進された。また、各執務室内における用紙等の分別回収ボックスの設置、各事務所段階でのリサイクルボックスの設置等が進んだ。一方、夜間残業の削減や有給休暇の計画的消化の徹底、来庁者への自動車抑制や効率化の呼びかけ等の取組は、あまり進まなかった。

職員に対する研修等に関しては、地方支分部局等の職員を対象とした説明会等が積極的に行われたほか、初任者研修における意識啓発の取組が進んだ。また、ポスター、パンフレットの配布・掲示や、電子掲示板による情報提供等がよく取り組まれた。

(8) 業務実行計画の策定について

率先実行計画は各省庁に共通した実行計画として策定されたものであるが、関係省庁の業務の実態からみて計画に掲げられた取組の実施が困難な場合、業務の範囲を限り、当該業務の特性等に応じ、本計画に代えて実施すべき行動計画（以下「業務実行計画」という。）を策定することができることとされており、平成8年度末までに、科学技術庁、外務省、大蔵省、文部省、厚生省の5省庁が業務実行計画を策定したところである。（当該府省における業務実行計画の概要は表3、府省毎に実績数値を取りまとめたものは表4を参照。ただし、表の府省名については、現府省名で記載している。）

表3 業務実行計画の策定対象業務について

府省名	対象業務の範囲	目標等の概要
外務省	在外公館における業務（米・英・仏・独・伊・加各大使館、国連・ジュネーブ・OECD・EU各代表部）	率先実行計画に掲げられた取組目標のうち現地の諸事情等を勘案し、実施可能な項目を選定し、環境保全への配慮に努める。
財務省	印刷製造に係る業務	電気消費原単位、上水使用量、貨物自動車を使用する燃料使用量、I社 [®] -供給設備等で使用する燃料の消費原単位
	貨幣製造に係る業務	単位製造量当たりの電気使用量・上水使用量、I社 [®] -供給設備等で使用する燃料の量
文部科学省	航空技術・宇宙科学技術等試験研究に係る業務（航空技術・宇宙科学技術、金属材料等、放射線医学、防災科学技術、超高純度非金属無機材質等に係る試験研究業務）	電気使用量、上水使用量、医療廃棄物
	学校等に係る業務（学校、教育研究・医療・廃棄物処理、患者給食提供、資料・文化財・作品等の保管・展示、宿泊訓練に係る業務）	電気使用量、上水使用量、廃棄物量
厚生労働省	試験研究、医療提供・医療研究に係る業務	施設単位面積当たりの電気使用量・上水使用量、I社 [®] -供給施設等で使用する燃料の量、医療廃棄物

表4 業務実行計画に係る実績数値

府省名	項目	平成12年度実績		平成11年度実績		平成10年度実績		平成9年度実績		平成8年度実績		
財務省 (印刷業務)	電気使用量 (千kwh)	66,153.0	(0.649)	64,160.2	(0.627)	65,884.3	(0.635)	65,647.8	(0.609)	62,763.0	(0.656)	
	上水使用量 (千m ³)	6,830.0		6,892.3		7,113.5		7,410.1		7,338.2		
	公用車 燃料使用量	ガソリン (キロリットル)	2.5		2.3		2.8		2.1		1.9	
		軽油 (キロリットル)	76.2		78.1		70.0		67.6		70.1	
	エネルギー- 供給設備等 燃料使用量	重油 (キロリットル)	7,512.2		7,768.1		8,124.5		8,018.6		7,627.5	
		都市ガス (千m ³)	1,765.1	(0.951)	1,714.4	(0.970)	2,187.1	(1.040)	1,987.1	(0.970)	1,769.8	(1.024)
熱供給 (千MJ)		11,969.7		13,072.9		3,190.2		12,307.0		11,182.2		
財務省 (造幣業務)	電気使用量 (千kwh)	24,920.6	(19.469)	22,978.6	(26.107)	22,961.9	(16.170)	20,617.3	(10.206)	19,545.0	(9.069)	
	上水使用量 (千m ³)	85.4	(0.067)	96.4	(0.110)	98.0	(0.069)	87.2	(0.043)	111.0	(0.051)	
	エネルギー- 供給設備等 燃料使用量	重油 (キロリットル)	0		0		0.3		0.8		0.5	
		灯油 (キロリットル)	9.6		15.9		31.2		5.8		15.6	
		都市ガス (千m ³)	1,204.1		1,139.5		1,226.3		1,070.5		1,110.4	
		LPG (千m ³)	6.9		9.0		10.0		9.4		14.3	
文部科学省 (航空技術・ 宇宙科学技術 等試験研究に 係る業務)	電気使用量 (千kwh)	144,940.2		135,673.1		133,668.8		127,304.3		111,773.4		
	上水使用量 (千m ³)	512.8		471.2		506.0		491.7		453.8		
	廃棄物量 (トン)	500.9		472.6		467.8		424.9		364.1		
	可燃ごみ量 (トン)	500.8		367.9		391.7		357.1		269.2		
文部科学省 (学校等に 係る業務)	単位面積当たりの 電気使用量 (kwh/m ²)	171.14		148.31		138.51		133.14		128.55		
	単位面積当たりの 上水使用量 (m ³ /m ²)	2.27		2.22		2.23		2.33		2.33		
	廃棄物量 (トン)	15,528.6		15,354.4		12,976.6		12,416.8		14,289.3		
	可燃ごみ量 (トン)	11,288.5		11,549.1		9,137.9		8,665.5		10,177.6		
厚生労働省	単位面積当たりの 電気使用量 (kwh/m ²)	98.02		115.43		124.83		92.43		100.94		
	単位面積当たりの 上水使用量 (m ³ /m ²)	3.10		3.40		3.42		3.32		3.52		
	エネルギー- 供給設備等 燃料使用量	重油 (キロリットル)	99,123.9		99,097.2		105,046.6		102,192.0		108,453.7	
		灯油 (キロリットル)	11,600.5		12,916.0		14,315.6		11,429.6		10,511.2	
		軽油 (キロリットル)	5.1		6.1		12.2		2,640.9		2,589.1	
		都市ガス (千m ³)	13,906.2		14,629.2		11,853.0		8,098.9		6,831.2	
		LPG (千m ³)	1,231.2		1,194.3		1,157.0		1,703.2		2,234.9	
		熱供給 (千MJ)	7.2		8.9		4,658.0		8,247.8		10,805.9	
廃棄物量 (トン)	50,111.8		51,503.9		6,667.2		6,170.6		6,317.1			

財務省(印刷業務)の()内は生産量当たりの消費原単位、財務省(造幣業務)の()内は製造量百万枚当たりの使用量である。
外務省については、実績数値が把握されていない。

(9) その他の取組等

率先実行計画の周知

本計画は、霞が関の中央官庁のみならず、地方の国の行政機関を含めた幅広い機関を対象としている。そこで、計画の内容を周知するため、平成7年度より地方の国の行政機関も含めた幅広い機関を対象とした説明会を実施しており、平成12年度においても地方機関の担当職員を対象とした率先実行計画地方支分部局等説明会を全国11箇所で開催した。また、職員の環境保全意識の高揚を図り、職場における実効ある取組を呼びかけるため、平成8年度から平成12年度に、紙の使用量削減やゴミの減量化、二酸化炭素削減等をテーマにした普及啓発ポスターを各府省のほか都道府県、政令指定都市、環境庁所管公益法人に配布した。

検討課題の取組状況

ア 「物品等の環境負荷の少ない仕様、材質等に関する推奨リスト」に関し、紙類（情報用紙、印刷用紙）、OA機器（コピー機）、公用車等（自動車）の3分野4品目についての分野別ガイドラインに基づき、個別製品リスト（第1版）を平成10年6月に作成するとともに公表し、その後、第2版（平成11年6月）、第3版（平成12年9月）と改訂した。

イ 環境負荷低減の観点から、政府自らが、霞が関地域における業務に伴う短距離（本府省相互間の移動、本府省と国会又は議員会館との間の移動）の移動手段を自動車等から自転車に転換するため、平成9年11月から平成10年2月まで「共用自転車導入の可能性に向けてのモデル実験」を行い、これを受けて平成11年2月に「霞が関自転車利用システム」を導入した。

なお、自転車の調達及び管理は、各府省ごと（合同庁舎ごと）に行っている。

本計画以外の環境保全に資する各種取組との連携等

本計画では、「政府及び関係省庁がこれまで定め、実行してきた環境保全に資する各種取組については、この計画と連携を図りつつ、引き続き適切な実行を図るものとする。」とされており、例として省エネルギー・省資源対策推進会議における決定等を掲げている。

本計画の実施状況を調査するに当たり、従来から同会議が進めてきた「省エネルギー型機器の導入、利用の促進」及び「古紙の回収、利用の促進」の実施状況調査の結果を活用することとしているところであるが、この結果については以下のとおりである。

ア 省エネルギー型機器の導入、利用の促進について

「エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）」に基づく特定機器（エアコンディショナー、ガソリン自動車、蛍光灯器具、複写機、テレビ、電子計算機、磁気ディスク装置、VTR、ディーゼル自動車、電気冷蔵庫）の導入状況について、計画期間内に、多くの府省で省エネルギー性の高い特定機器が調達された。

平成12年度における本府省の実績は、19府省において特定機器の調達が行われており、そのうち省エネ法の基準を満たすものを調達した本府省が18府省であった。個々の特定機器の調達状況は次のとおりである。

平成12年度における特定機器の調達状況

区分 特定機器名	より省エネルギー性の高いものを調達	省エネ基準を満たすものの調達	省エネ基準を満たすものの確認が困難であった府省数
エアコンディショナー	56%	85%	0
電子計算機	54%	65%	2
VTR	63%	68%	3
テレビ	69%	59%	3
複写機	73%	60%	1
乗用車自動車	56%	85%	1
貨物自動車	71%	14%	0
磁気ディスク装置	71%	16%	0
蛍光灯機具	70%	96%	1
冷蔵庫	67%	63%	2

乗用車とはガソリン乗用車とディーゼル乗用車の合計であり、貨物自動車とはガソリン貨物自動車とディーゼル貨物自動車の合計である。

また、省エネ法の特定機器以外の機器の導入状況についての調査では、本計画期間において、より省エネルギー性の高いものが調達された。

平成12年度におけるFAX及びプリンタの2種の本府省の実績は、次のとおりである。

特定機器名	より省エネルギー性の高いものを調達
F A X	85%
プリンタ	88%

省エネ性の確認は、カタログ等の記載数値により判断したもの。

イ 古紙の回収、利用の促進について

本計画期間における再生紙の使用状況及び古紙の分別回収の実施状況としては、すべての本府省で何らかの形で再生紙が利用され、白書類についても、すべての白書に再生紙が使用された。コピー用紙については、全府省で再生紙が使用され、使用量全体に占める再生紙の使用比率についても、計画期間を通して高い水準となっている。また、新聞、雑誌等の分別回収も、多くの府省で行われた。

平成12年度における、再生紙の使用状況については、調査対象としている20府省すべてが何らかの形で再生紙を利用している。特に、トイレットペーパーについては、平成9年度からすべての府省で再生紙を使用しており、封筒についても平成12年度からすべての府省で再生紙を使用している。

また、コピー用紙についても、調査対象としている20府省すべてが再生紙を利用しており、全府省のコピー用紙使用量全体に占める再生紙の使用比率は99%となっている。

さらに、白書類については、すべての白書において再生紙が使用されている。

新聞、雑誌等の分別回収については、20府省が実施している。